

生活環境部

福祉環境委員会 【所管関係資料】

12月4日提出

【目次】

所管事項関係

自 然 保 護 課	第 1 3 次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更及び秋田県第二種 特定鳥獣管理計画の策定（素案）について	・ ・ ・ 3
-----------	--	---------

第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画の策定（素案）について

自然保護課

第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画（変更）

計画の概要

- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項に基づき策定
- 地域の状況を踏まえた鳥獣保護区の指定を行うとともに、鳥獣の生息状況や農林水産業等の被害状況の把握に努め、適切な保護管理を推進する
- 計画期間は令和4年度～令和8年度（5年間）

計画の推進体制

- 市町村、県猟友会及び大学等の関係団体と連携を図る
- 専門家等で構成される「秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会」の助言を得ながら事業を実施

計画変更の背景

- 令和6年4月にクマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）が指定管理鳥獣に指定されたことによる変更

主な変更内容

- 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）に「ツキノワグマ」の記述を追加

今後のスケジュール

12月中旬～1月中旬：パブリックコメント
 2月～3月：計画案を2月議会に報告
 3月中旬：環境審議会自然環境部会へ諮問・答申
 3月下旬：計画の策定・公表

内容を反映

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（策定）

- ◇ 生息数が著しく増加、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため、秋田県第二種特定鳥獣管理計画を定める

第3次ニホンジカ

- ◆ 計画期間：令和7年度～令和9年度（3年間）
- 【目的】生息域の拡大と個体数の増加の抑制
- 【内容】指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策事業の実施による捕獲圧強化

第3次イノシシ

- ◆ 計画期間：令和7年度～令和9年度（3年間）
- 【目的】生息域の拡大と個体数の増加の抑制
- 【内容】指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策事業の実施による捕獲圧強化

第6次ツキノワグマ

- ◆ 計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）
- 【目的】人身被害防止と農林畜産業被害の軽減及び地域個体群の保全
- 【内容】被害防除・捕獲・普及啓発の3本柱で取組を推進
 （主な見直し事項）
 - ・ゾーニング管理の推進（棲み分け方針を明確化）
 - ・個体群管理の推進（生息域の見直し、捕獲区分の整理と指定管理鳥獣捕獲等事業の追加）
 - ・県民に向けた注意喚起（事故防止キャンペーン、クマダスによる出没情報の収集と公表）